

六麓荘町での下水管布設工事

●改定下水道使用料 (2か月分・消費税抜き)

区分	水量	改定使用料	現行使用料	
一般用	基本使用料	20㎡以下	1,060円	920円
	超過使用料 1㎡につき	21㎡~40㎡の部分	82円	71円
		41㎡~60㎡の部分	110円	95円
		61㎡~80㎡の部分	140円	121円
		81㎡~100㎡の部分	167円	144円
		101㎡~500㎡の部分	181円	156円
		501㎡以上の部分	188円	162円
公衆浴場用	1㎡につき	29円	25円	

※21㎡~40㎡とあるのは「20㎡を超え40㎡以下」の意味です(以下同じ)。

●下水道使用料速算式 (1戸・2か月)

使用水量	下水道使用料
0㎡~20㎡	1,060円×1.05=1,113
21㎡~40㎡	(82円×水量-580)×1.05
41㎡~60㎡	(110円×水量-1,700)×1.05
61㎡~80㎡	(140円×水量-3,500)×1.05
81㎡~100㎡	(167円×水量-5,660)×1.05
101㎡~500㎡	(181円×水量-7,060)×1.05
501㎡~	(188円×水量-10,560)×1.05

●具体的な計算例 (一般用 2か月50㎡使用の場合)

下水道使用料	
20㎡以下の部分	1,060円 (ア)
21㎡~40㎡の部分	82円×20㎡=1,640円 (イ)
41㎡~50㎡の部分	110円×10㎡=1,100円 (ウ)
(ア)(イ)(ウ)の合計	3,800円×1.05=3,990円

上記の計算による消費税及び地方消費税相当額は190円です。(1円未満切捨)

※速算式を用いた場合 (110円×50㎡-1,700円)×1.05=3,990円

四月一日から 下水道使用料が変わります

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

改定の理由

本市は昭和四十年代半ばより、本格的に下水道事業に取り組み、現在の下水道人口普及率は九十九・六%となっております。その反面、一部老朽化している施設の改築・更新を図り、適切に維持管理していくことが重要な課題となっております。

そのためには、経営の効率化を進めるとともに、使用者の皆様に適正な経費のご負担をお願いしなければなりません。

現在の使用料は平成十年度から十三年度までの四年間の財政計画に基づき、平成十年四月に改定したもので、その後、四年近くを経過し、この財政計画年度の終了を

迎えます。

この間、本市の財政状況が悪化し、地方債(下水道債)の償還金が増大し、この償還のため一般会計への依存度が高まると高くなっている状況にあります。

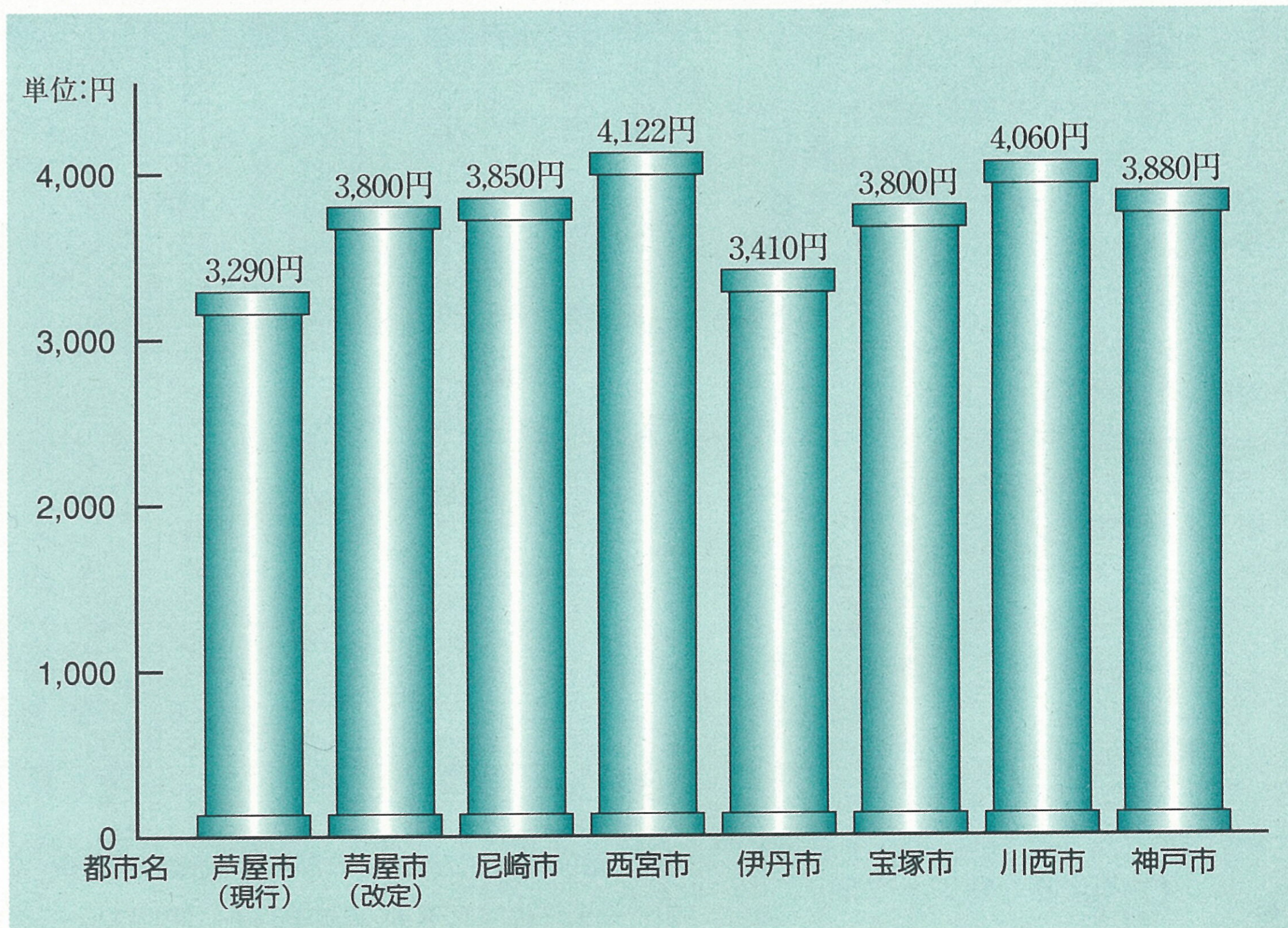
そこで、下水道財政の健全化を図るべく、平成十四年度から十七年度までの新しい財政計画(四年間)を策定し、これに伴う使用料の改定を平成十三年十二月議会に提案、慎重に審議いただきまして、四月一日から改定することになりました。今後とも、審議の中でいただき

ましたご要望等を考慮し、安定した下水道事業を運営できるように万全を尽くしてまいりますので、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

今回の改定内容

- 算定期間：平成十四年度から平成十七年度までの四年間
- 使用料対象経費：下水処理経費のうち汚水処理経費(雨水処理経費は除く)
- 資本費の算入：汚水に関する資本費について、二十立方メートル(二か月)を超える水量に対して五〇%の一部又は全部を算入(全体としての算入率は四四・三%)し、他は公費により負担
- 使用料体系：現行どおり、基本使用料+累進使用料
- 平均改定率：十五・六九%
- 実施時期：平成十四年四月一日

●近隣都市との下水道使用料比較グラフ 一般家庭 2か月50㎡使用の場合 (消費税抜き)



料金改定の考え方

下水道の管理に要する経費の負担については、公共的役割と私的役割を考慮し、「雨水」に係るものは公費で、「汚水」に係るものは私費で負担するものとされています。

「使用料算定の対象経費」

下水道管理経費は、維持管理費（説明1）と資本費（説明2）に区分され、そのうち汚水にかかる経費（左図①）が使用料の対象経費となります。

基本的には、使用料の対象経費すべてを使用料で回収しなければならぬのですが、そうすると使用料が大幅に上昇するため、資本費の一部について一般会計からの繰入金（税金）に頼らざるを得なくなっています。

資本費の算入率については、本市の財政状況が悪化し、下水道債の償還金がピークに達することから前回（平成一〇年度）の三八・二%から今回は全体として四四・

●下水道管理経費の内訳

（平成14年度から平成17年度までの財政計画）

（単位：千円）

下水道管理経費 9,812,149			
維持管理費 3,886,428		資本費 5,925,721	
使用料対象経費（汚水処理費）① 6,616,454		雨水処理経費（公費負担） 3,195,695	
維持管理費 2,845,414	資本費 3,771,040	維持管理費 1,041,014	資本費 2,154,681
私費負担（下水道使用料）② 4,514,335		公費負担（繰入金） 2,102,119	
維持管理費 2,845,414	資本費 1,668,921	資本費 2,102,119	

●汚水排出量の予測

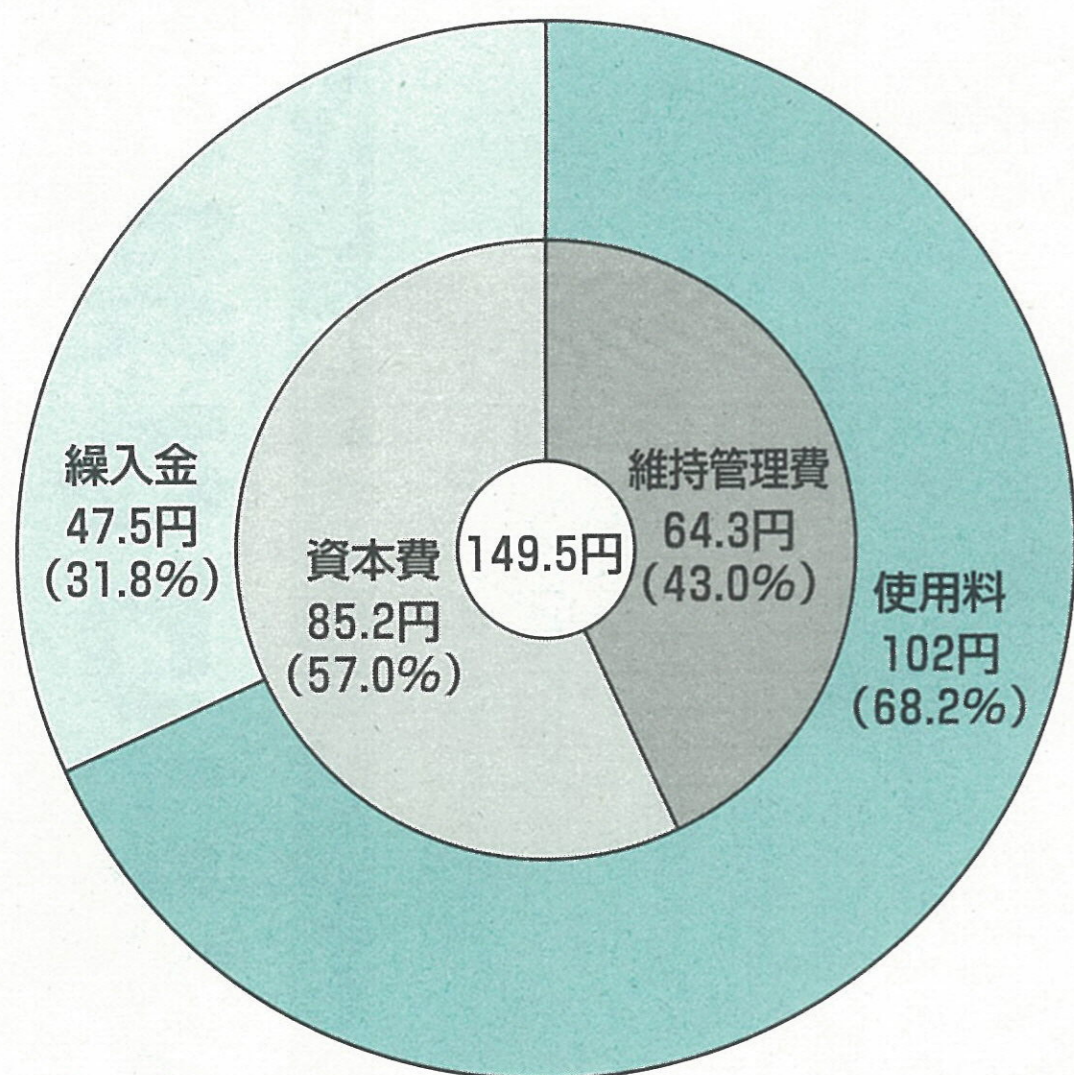
（単位：m³）

14年度	15年度	16年度	17年度	計
10,944,000	11,021,100	11,113,700	11,179,600	44,258,400 ^③

処理原価（汚水を1m³処理するための経費）
6,616,454,000円（①）÷44,258,400m³（③）≒149.5円
使用料単価
4,514,335,000円（②）÷44,258,400m³（③）≒102.0円

汚水1m³に要する処理経費149.5円につき、お支払いいただく下水道使用料は、102.0円となり、不足分は、一般会計からの繰入金で補填します。

●汚水処理原価と使用料回収率



●新下水処理場の見学について

下水道に対する理解を深めていただくため、南芦屋浜下水処理場の見学会を開催します。ふるってご参加ください。

日時 3月27日（水）

午後1時30分～3時30分

対象 市民（小学校4年生以下の方は保護者同伴でお願いします。）

定員 50人（先着順）

申し込み方法

はがきに参加者全員の氏名・住所・年齢・電話番号を記入の上、3月13日（水）までにお申し込みください。

（〒659-0041 若葉町1-2 下水処理場）

問い合わせ先

下水処理場 ☎ 32-1291

水道料金・下水道使用料早見表（一般用・2か月分 水道メーター口径20mmの場合）

水量(m ³)	水道料金	下水道使用料	合計	水量(m ³)	水道料金	下水道使用料	合計
0～20	2,260	1,060	3,320	41	4,820	2,810	7,630
21	2,380	1,142	3,522	42	4,980	2,920	7,900
22	2,500	1,224	3,724	43	5,140	3,030	8,170
23	2,620	1,306	3,926	44	5,300	3,140	8,440
24	2,740	1,388	4,128	45	5,460	3,250	8,710
25	2,860	1,470	4,330	46	5,620	3,360	8,980
26	2,980	1,552	4,532	47	5,780	3,470	9,250
27	3,100	1,634	4,734	48	5,940	3,580	9,520
28	3,220	1,716	4,936	49	6,100	3,690	9,790
29	3,340	1,798	5,138	50	6,260	3,800	10,060
30	3,460	1,880	5,340	51	6,420	3,910	10,330
31	3,580	1,962	5,542	52	6,580	4,020	10,600
32	3,700	2,044	5,744	53	6,740	4,130	10,870
33	3,820	2,126	5,946	54	6,900	4,240	11,140
34	3,940	2,208	6,148	55	7,060	4,350	11,410
35	4,060	2,290	6,350	56	7,220	4,460	11,680
36	4,180	2,372	6,552	57	7,380	4,570	11,950
37	4,300	2,454	6,754	58	7,540	4,680	12,220
38	4,420	2,536	6,956	59	7,700	4,790	12,490
39	4,540	2,618	7,158	60	7,860	4,900	12,760
40	4,660	2,700	7,360	61	8,050	5,040	13,090

※別途消費税及び地方消費税相当額が加算されます。

（平成14年4月1日から適用）

※納入通知書の様式が変わり、郵便局（近畿2府4県）でもお支払いができるようになりましたのでご利用ください。

問い合わせ先 下水道使用料…建設部総務課 0797-38-2060 水道料金…水道部営業課 0797-38-2082



今後の経営改善

「下水道建設の効率化」

下水道事業は、建設投資の規模が大きく、工事期間も長期にわたるため、財政運営に与える影響が多岐にわたるため、下水処理施設等の整備にあたっては、建設コスト等を十分勘案し、適切な事業の実施に努めてまいります。

「維持管理の効率化」

効率的な業務の遂行を図るため、平成十三年三月より、下水汚泥の広域・共同処理事業に参加いたし

南芦屋浜新下水処理場
憩いの広場せせらぎで遊ぶ子供達



ました。

今後とも維持管理の効率化を推進してまいります。

「資源、資産の有効活用」

下水処理水の雑用水利用や処理場上部の利用等、下水道事業にかかるとる資源、資産の有効活用を図ってまいります。

説明1「維持管理費とは……」

下水道管、ポンプ場、下水処理場などの設備・施設を維持・管理するための経費をいいます。

下水道管には、流れてきた土砂やゴミなどが自然にたまり、下水の流れを妨げたり、悪臭を発生させます。また、大型車両の重さや振動・地盤沈下などで破損することもあり、清掃・点検・補修は欠かせません。

ポンプ場は、特に台風や豪雨のときなど、すばやく川や海へ雨水を放流し、浸水から街を守るためフル回転しますのでポンプの点検は重要です。

下水処理場では、昼夜を問わず流れ込む下水を正しく処理して川や海の汚染を防ぎます。そのために流入下水や放流水の水質検査、施設の保守・点検・監視を常に必要があります。

説明2「資本費とは……」

下水道施設を建設する際に借り入れた地方債の元金償還金とその支払利息をいいます。地方債とは、建設事業に必要な資金を調達するための長期借入金をいいます。

借入金の償還が長期にわたることから、毎年度の負担が少額となり、現在の利用者だけでなく、将来の利用者にも負担をいただくことになり、利用者世代間の公平につながる利点があります。

しかし、地方債はあくまでも借入金であり、財政を圧迫する要因となります。本市においても、借入れにあたっては事業効果や優先順位を考慮して借入れを行います。